

協 定 書

公益社団法人熊谷法人会（以下「甲」という）と社会医療法人熊谷総合病院（以下「乙」という）は、甲の会員のための健康診断事業の一環として、乙が実施する陽電子放射断層撮影（PET-CT）を用いたPET-CT健診（以下「健診」という）に係わる受診希望者紹介業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、甲に所属する会員・会員家族・会員が運営する事業所の職員が健診を希望した場合に、これを乙に紹介するものとする。

（健診項目・内容及び料金・手数料）

第 2 条 本協定に基づく健診項目・内容及び料金・手数料は別表のとおりとする。

（費用の負担）

第 3 条 本協定に基づき乙が実施する健診の費用は、受診者本人が全額負担するものとする。紹介事務手数料として、甲は年度終了後、甲の紹介による人数を取りまとめ乙に請求し、乙はその翌月末日までに甲に支払うものとする。ただし、上記とは異なる取り扱いが必要となるときは、甲乙協議のうえこれを定めることができるものとする。

（紹介実施）

第 4 条 甲及び乙は、本協定に基づく健診の円滑な実施を図るため、あらかじめ協議のうえ適切な実施計画をたてるものとする。

（結果通知等）

第 5 条 乙は健診終了後、健診結果報告書を受診者に郵送するものとする。

（個人情報保護の保護）

第 6 条 甲及び乙は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、次の各項につき特段の注意を払うものとする。

- (1) 健診の受診に際して取得した個人情報は、受診者の承諾を得ることなく第三者に提供してはならない。ただし、同法第 23 条第 2 項及び同第 4 項に該当する場合を除く。
- (2) 前項の定めはこの協定の終了後も同様とする。

（協定変更）

第 7 条 本協定内容の変更を必要とするときは、甲乙協議のうえ本協定内容を変更することができるものとする。

(協定の解除)

第 8 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定の全部または一部を解除する事ができる。

- (1) 乙が本協定の条項に違反したとき。
- (2) 乙が故意に協定の履行を遅延し、または業務を粗雑にするなど不当な行為があったとき。
- (3) 乙が正当な理由なく、協定を履行する見込みがないと認められたとき。
- (4) 乙が解約を申し出たとき。

(損害賠償)

第 9 条 本協定の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により、甲に損害が発生した場合、当該損害の一切を乙が賠償するものとする。

(協定の期間)

第 10 条 この協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。但し、協定期間満了1ヶ月前までに甲あるいは乙いずれからも異議の申し出がない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(信義誠実の原則)

第 11 条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの協定を履行しなければならない。

(紛争の解決)

第 12 条 本協定条項または本協定に定めのない事項について紛争または疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙